

# 認可外保育施設への立入調査について

## 2. 新型コロナウイルス影響下における工夫

### ▶▶▶ 書面調査における工夫①：写真での施設確認

- ◆ 現地での立入調査が実施できない場合に書面による調査を実施しているが、認可外保育施設からの提出調書だけでは実態が判断できない項目がある。
- ◆ 特に新規に設立された施設に関しては、十分な設備を保有しているかなどについて、調書のみで確認することは難しく、電話等での聞き取りの他に、施設内の写真を撮影して提出してもらうことで確認している。

千葉県

### ▶▶▶ 書面調査における工夫②：業務の役割分担の見直し

- ◆ 横浜市では、認可外保育施設の指導監督を区と連携して実施しており、書面調査については、本来区が担当する業務である。しかし、新型コロナウイルスの陽性者が発生した保育施設の対応など、区の業務のひっ迫に伴い、市が業務を引き取って書面調査を行い、指導が必要な施設への指導は区が行うという役割分担を行った。
- ◆ 実地の立入調査ができなくなった分、立入調査を担当していた市の職員を書面調査のリソースに充てることで業務を回すことができた。
- ◆ 通常は立入調査の結果を区が入力し、市の本庁がとりまとめて国に提出する流れとなっているが、区の業務軽減のために、極力、市の本庁が入力したのちに区が確認をするようにした。
- ◆ 書面調査の評価は市の本庁が担当し、評価の結果や内容を保育施設に通知するのは区の業務としたが、区の転記作業を削減するために、エクセルを修正した。

横浜市

### ▶▶▶ 保育施設以外の場所での指導

- ◆ 巡回支援指導は基本的に、全施設において対面で実施している。
- ◆ しかし、新型コロナウイルス影響下において、病院内の保育施設等、新型コロナウイルスへの対策に特に気を遣っている施設に対しては、希望に応じて近くの事務所など、指導会場を保育施設以外で行っている。

佐賀県

### ▶▶▶ メールを利用した迅速な通知

- ◆ 認可外保育施設への周知は、従来横浜市から直接ではなく、区を経由して行っていたが、新型コロナウイルスに関する通知など、迅速に通知しなければならない内容が増えたことを受けて令和4年2月より、横浜市が各施設のメールアドレスを管理するようにし、郵送ではなくメールでの通知に変更した。
- ◆ その結果、園の運営に関する通知等を迅速に周知できるようになり、区の業務負担軽減につながった。

横浜市